

## 桑名ブランドキャッチフレーズ「本物力こそ、桑名力。」ロゴマーク取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、桑名ブランドキャッチフレーズ「本物力こそ、桑名力。」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、桑名市が定めた別紙「本物力こそ、桑名力。」デザインマニュアルに定めたものをいう。

### (ロゴマークの管理主体)

第3条 ロゴマークの管理は、桑名市ブランド推進課が行うものとする。

### (使用条件)

第4条 ロゴマークは、桑名市のブランド展開の趣旨に沿った取組を行う場合において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

### (使用料)

第5条 ロゴマークの使用は、無償とする。

### (使用届)

第6条 ロゴマークを使用する場合は、「本物力こそ、桑名力。」ロゴマーク等使用届（以下使用届という。）（様式第1号）を、桑名市ブランド推進課に提出し、あわせて使用ののちには、ロゴマーク使用実績のわかる資料（印刷物、ホームページURLなど）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届の提出を要しない。

- (1) 桑名市が業務に関し使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、桑名市長が使用を適当と認めた場合

### (使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用はしないこと

### (事故、苦情等の処理)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責

任のもとに、誠意をもって適切な処置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故、苦情等について、桑名市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 桑名市は、使用者が不適切な使用を行う恐れがあると認めた場合、または不適切な使用を行ったと認められる場合は、当該使用者に対して使用の禁止、または使用の中止を求めるものとする。

(附則)

この要領は、平成27年1月5日から施行する。